

○国土交通省告示第五十六号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二条第一項及び第九項、第三条第一項、第三条の二第一項、第十四条の四第一項及び第十五条の二第一項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣 太田 昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業）

第二条 法第二条第一項の国土交通大臣が指定する一般乗用旅客自動車運送事業は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる者（次号及び次条第一号において「要介護者等」という。）及びその付添人の運送であつて、道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第五十一条の三第八号に規定する福祉自動車（次号において単に「福祉自動車」という。）を用いるもの
- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であつて、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独で事業用自動車その他の公共交通機関を利用することが困難である者
- ホ イからニまでに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者
- 二 要介護者等及びその付添人の運送であつて、次に掲げる者が乗務する事業用自動車（福祉自動車を除く。）を用いるもの
- イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けている者
- ロ 要介護者等の円滑な運送に資する研修として国土交通大臣が認めるものを修了している者

ハ イ及びロに掲げる者に準ずる者として国土交通大臣が認める者

三 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第二項に規定するハイヤーを使用して行う運送であつて、次に掲げるもの

イ 一日を超える期間を単位として専属で常時運送を提供できることとするための契約（書面に
よるものに限る。）に基づいて締結される運送契約のみにより行われるもの

ロ 二時間以上の時間を単位として締結される運送契約のみにより行われるもの（イに掲げるもの
を除く。）

（法第二条第九項の国土交通大臣が指定する事業用自動車）

第三条 法第二条第九項の国土交通大臣が指定するものは、次に掲げる事業用自動車とする。

- 一 専ら要介護者等及びその付添人の運送の用に供するもの
- 二 専ら前条第三号の事業の用に供するもの

（準特定地域）

第四条 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則

第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲
げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長		三 関東運輸局長
営業区域		
期間		
一 北海道運輸局長	「札幌交通圏」、 「小樽市」、 「函館交通圏」、 「旭川交通圏」、 「苫小牧交通圏」、 「釧路交通圏」、 「帯広交通圏」及び 「北見交通圏」	「特別区・武三交通圏」、 「北多摩交通圏」、 「南多摩交通圏」、 「西多摩交通圏」、 「
二 東北運輸局長	「青森交通圏」、 「八戸交通圏」、 「弘前交通圏」、 「盛岡交通圏」、 「花巻交通圏」、 「一関交通圏」、 「仙台市」、 「石巻市」、 「福島交通圏」、 「郡山交通圏」、 「会津交通圏」、 「いわき市」、 「秋田交通圏」及び 「山形交通圏」	「特別区・武三交通圏」、 「北多摩交通圏」、 「南多摩交通圏」、 「西多摩交通圏」、 「
	平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで	平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで

<p>四 北陸信越運輸局長</p>	
<p>「新潟交通圏」、「三条市A」、「新発田市A」、「柏崎市A」、「富山交通圏」、「高岡・氷見交</p>	<p>京浜交通圏」、「県中央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「市原交通圏」、「南房交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県南東部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「水戸県中央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」</p>
<p>平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十</p>	<p>六日まで</p>

<p>五 中部運輸局長</p>	<p>通圏」、 「砺波市B、南砺市」、 「金沢交通圏」、 「南加賀交通圏」、 「長野交通圏」、 「松本交通圏」、 「上田市A」 及び 「飯田市A」</p>	
<p>「名古屋交通圏」、 「知多交通圏」、 「尾張北部交通圏」、 「尾張西部交通圏」、 「西三河北部交通圏」、 「西三河南部交通圏」、 「東三河南部交通圏」、 「静岡交通圏」、 「富士・富士宮交通圏」、 「沼津・三島交通圏」、 「伊豆交通圏」、 「浜松交通圏」、 「磐田・掛川交通圏」、 「藤枝・焼津交通圏」、 「岐阜交通圏」、 「大垣交通圏」、 「高山交通圏」、 「美濃・可児交通圏」、 「東濃東部交通圏」、 「津交通圏」、 「松阪交通圏」、 「福井交通圏」 及び 「武生交通圏」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで</p>	

<p>六 近畿運輸局長</p>	<p>「大阪市域交通圏」、「北摂交通圏」、「河北交通圏」、「河南B交通圏」、「泉州交通圏」、「河南交通圏」、「京都市域交通圏」、「神戸市域交通圏」、「姫路・西播磨交通圏」、「東播磨交通圏」、「奈良市域交通圏」、「生駒交通圏」、「中部交通圏（奈良県）」、「大津市域交通圏」、「湖南交通圏」、「中部交通圏（滋賀県）」、「湖東交通圏」及び「和歌山市域交通圏」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで</p>
<p>七 中国運輸局長</p>	<p>「広島交通圏」、「呉市A」、「東広島市」、「三原市」、「福山交通圏」、「尾道市」、「鳥取交通圏」、「米子交通圏」、「倉吉交通圏」、「松江市」、「出雲市」、「岡山市」、「倉敷交通圏」、「津山市」、「下関</p>	<p>平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで</p>

	<p>市」、「宇部市」、「山口市」、「周南市」、「防府市」及び「岩国交通圏」</p>	
<p>八 四国運輸局長</p>	<p>「高松交通圏」、「中讃交通圏」、「徳島交通圏」、「松山交通圏」、「東予交通圏」、「今治交通圏」及び「高知交通圏」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで</p>
<p>九 九州運輸局長</p>	<p>「福岡交通圏」、「北九州交通圏」、「筑豊交通圏」、「大牟田市」、「久留米市」、「佐賀市」、「唐津市」、「長崎交通圏」、「佐世保市」、「諫早市」、「熊本交通圏」、「八代交通圏」、「大分市」、「別府市」、「宮崎交通圏」、「都城交通圏」、「延岡市」、「川薩交通圏」、「鹿屋交通圏」、「鹿児島空港交通圏」及び「鹿児島市」</p>	<p>平成二十六年一月二十七日 から平成二十九年一月二十 六日まで</p>

平成二十六年一月二十七日
から平成二十九年一月二十
六日まで

（準特定地域における許可の特例）

第五条 法第十四条の四第一項の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 許可の申請に係る事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること
- 二 許可の申請に係る事業の開始によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること
- 三 その他許可の申請に係る事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること

2 地方運輸局長は、許可の申請を審査する場合において、前項に掲げる基準を適用するに当たっては、形式的画一的に流れることなく、実情に沿うように努めなければならない。

（準特定地域における供給輸送力を増加させる事業計画の変更の特例）

第六条 法第十五条の二第一項第一号の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十五条第一項（法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認可（以下単に「認可」という。）の申請に係る準特定

- 地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が輸送需要に対し適切なものであること
- 二 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加によって営業区域に係る供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること
- 三 その他認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の合計数の増加が公益上必要であり、かつ、適切なものであること
- 2 法第十五条の二第一項第二号の国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置する事業用自動車一台当たりの収入が前事業年度と比較して増加していること
- 二 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置並びに法令遵守に関する措置を含む。）がとられていること
- 三 事業用自動車の百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数が、認可の申請に係る準特定地域における事業用自動車の百万キロメートル当たりの交通事故の発生件数未満であること
- 四 労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する全ての労働契約を締結する一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者について、賃金を一定の割合以上で増額する措置がとられていること
- 五 一般乗用旅客自動車運送事業の活性化のための措置がとられていること

- 六 認可の申請に係る準特定地域内の営業所に配置するユニバーサルデザインタクシー（移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の規定による認定を受けたものをいう。）の台数が前事業年度と比較して増加していること
- 3 前条第二項の規定は、地方運輸局長が認可の申請を審査する場合について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。
- （特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件の廃止）
- 2 次に掲げる告示は、廃止する。
- 一 平成二十四年国土交通省告示第三百六十六号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件）
- 二 平成二十四年国土交通省告示第千六十一号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件）
- 三 平成二十五年国土交通省告示第三百六号（特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適

正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件)

四 平成二十五年国土交通省告示第九百六号(特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の規定に基づき特定地域を指定する件)

国自旅第411号
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考
え方について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第8条の規定により組織される特定地域及び準特定地域の協議会について、その設置及び運営並びにそこでの合意が円滑に図れるよう（別紙）のとおり「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、関係者とも連携を図りつつ、特定地域及び準特定地域の協議会の制度を活用して一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期されたい。

また、当該ガイドラインでは、特定地域及び準特定地域の協議会の設置を円滑に促進する等の観点から、（別添）のとおり「協議会設置要綱（モデル要綱）」を提示することとしたので、特定地域及び準特定地域の協議会の運用の参考にされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

I. 準特定地域における協議会

1. 協議会の目的

準特定地域の協議会（以下「準特定地域協議会」という。）は、準特定地域計画の作成、当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。準特定地域協議会は、準特定地域において一般乗用旅客自動車運送（法第2条第3項に規定する一般乗用旅客自動車運送。以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 準特定地域協議会の設置及び運営

(1) 準特定地域協議会は、1つの準特定地域につき、1つ設置するものとする。

(2) 準特定地域協議会の設立に当たっては、原則として、法第8条第1項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が準特定地域協議会設立の主導的な役割を担うものとする（準特定地域の指定が地方公共団体の長の要請により行われた場合にあっては、当該地方公共団体の長は、積極的に設立準備会に参加することが望ましい。）。

なお、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「旧法」という。）第3条第1項の規定により特定地域に指定されていた地域にあっては、原則として、旧法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）を設立準備会として活用するものとする。

また、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、法第8条第3項の基準に適合する旧協議会にあっては、同条第1項の規定により組織された協議会としてみなす。

(3) 準特定地域協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。

なお、改正法附則第3条の規定によりみなされた協議会にあっては、設置要綱を見直しするものとする。

(4) 設立準備会は、準特定地域協議会の設立前に、準特定地域協議会を設立する期日とともに準特定地域協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）へ準特定地域協議会

を設立する旨を報告し、地方運輸局長により公表するものとする。

なお、当該事項に限らず、協議会が公表を行うべき事項等については、同様の取扱いをすることは差し支えないものとする。

(5) 準特定地域協議会設立時の手続は次に掲げる順によるものとする。

① 法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認

② 準特定地域協議会の役員の選出

③ ①②に掲げるもののほか、準特定地域協議会の運営に関して必要な事項の協議

(6) 準特定地域協議会の会長は、準特定地域協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。

なお、協議会の会長は、学識経験者をもって充てることを基本とし、協議会が別に合意する場合は、その合意によることも差し支えない。

(7) 準特定地域協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。

(8) 準特定地域協議会の役員の任期は、準特定地域協議会の設置要綱に定めることができるものとする。

(9) 準特定地域協議会は、準特定地域計画の作成後も、準特定地域に指定されている間は定期的を開催するものとする。

(10) (9)に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、準特定地域協議会を開催することができるものとする。また、準特定地域協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとするが、準特定協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

(11) 準特定地域協議会を開催するに当たっては、原則として、開催予定日の45日前までにその旨を公表するものとする。

(12) 準特定地域協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、準特定地域協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての構成員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下に掲げるものに限る。）を行うことができるものとし、当該手続を行う場合にあつては、I. 2. (11)の規定について「45日前」とあるのは「10日前」と、I. 4. (6)の規定について「30日前」とあるのは「3日前」と読み替えるものとする。

① 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の2第1項に規定する意見の提出に関する事項

② 施行規則第10条の6第1項に規定する意見の提出に関する事項

- (13) 準特定地域協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、準特定地域協議会に対して、準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

なお、地方運輸局長は、運営のために必要な支援を適時適切に行うものとする。

- (14) 準特定地域協議会において協議をするに当たっては、法第8条第1項及び第2項に掲げる各区分ごとの構成員の意見を十分に斟酌することが重要であること、また、円滑な協議の運営を確保する観点から、I. 4. (1) ②及び③の区分に掲げる構成員とそれ以外の区分に掲げる構成員の割合が著しく不均衡とならないよう各区分ごとにおける構成員の発言のあり方等のルールを策定するものとする。

3. 準特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

準特定地域協議会においては、次の(1)～(3)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、準特定地域協議会は、準特定地域協議会の設置後直ちに準特定地域計画の作成に着手するものとする。準特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた準特定地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

(2) 準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域協議会は、準特定地域計画に定められた事項の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。

② 準特定地域協議会は、準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要な協議

準特定地域協議会は、地域の実情に応じて、当該準特定地域協議会の存する準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要となる事項を協議するものとする。

4. 準特定地域協議会の構成員

- (1) 法第8条第1項及び第2項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

① 関係地方公共団体の長 準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する地方公共団体の長であって、地域公共交通としてのタクシーの

役割・あり方等に関心を持ち、タクシーを地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長

- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者等 法第5条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等
 - ③ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体 準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業」という。）が雇用するタクシー事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の運転者（以下「タクシー運転者」という。）が組合員となっている労働組合等のタクシー運転者の組織する団体（以下「労働組合等」という。）
 - ④ 地域住民 例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者（地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。）
 - ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿泊施設管理者等
 - ⑥ 学識経験を有する者 大学教授等の学識経験者
 - ⑦ その他協議会が必要と認める者 タクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で必要と認められる者（例えば、準特定地域協議会の協議事項に関係する行政機関（特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会）及び観光協会等
- (2) 準特定地域協議会は、法第8条第1項に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、同条第2項により構成員として加えた者が任意に脱退することができるものとする。
- (3) 法第8条第1項に掲げる者については、準特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず1者は準特定地域協議会に参加していなければならないものとする。
- (4) 準特定地域協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、準特定地域協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関を積極的に構成員として加えるものとする。
- (5) 準特定地域協議会設立後の準特定地域協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とせず、準特定地域協議会会長等（設置要綱に事務局長又

は役員を定める場合においては、事務局長又はその役員。以下同じ。)が把握するものとする。

- (6) 準特定地域協議会からの脱退又は準特定地域協議会協議会への加入をしようとする者は、随時、特定地域協議会会長等に申し出るものとする。

ただし、I. 2. (11)に基づき協議会の開催の公表があった場合にあっては、協議会開催予定日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

- (7) 原則として、準特定地域協議会の構成員となっているタクシー事業者は、自らの意思により、自らが所属する団体(以下「タクシー協会等」という。)に準特定地域協議会における議決権の行使を委任できるものとし、当該委任を受けたタクシー協会等がタクシー事業者に代わって準特定地域協議会に参加できるものとする。

5. 準特定地域協議会の合意形成

- (1) 設立準備会は、準特定地域協議会の設置要綱の原案を作成し、準特定地域協議会の設立時に法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。

① 関係地方公共団体の長が全て承認すること。

② 設置要綱を承認するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱を承認するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が承認すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が承認すること。

- (2) 準特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、準特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。

- (3) 設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。

- (4) 設置要綱に定める準特定地域協議会の議決方法は、(1)を参考にしつつ、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。

- (5) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、準特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

- (6) 準特定地域計画の作成に当たっては、法第9条第4項の規定により、そ

の作成に係る合意をした準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

II. 特定地域における協議会

1. 協議会の目的

特定地域の協議会（以下「特定地域協議会」という。）は、特定地域計画の作成、当該特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる取組の協議を行うために設置するものとする。特定地域協議会は、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 特定地域協議会の設置及び運営

- (1) 特定地域協議会は、1つの特定地域につき、1つ設置するものとする。
- (2) 当該地域が法第3条第1項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第8条第1項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。
- (3) 特定地域協議会は、準特定協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行うものとし、見直しに当たっては、特に以下の点に留意するものとする。
 - ① 協議会における実施事項（協議事項の見直し）
 - ② 協議会の運営（議決方法の見直し等）
- (4) I. 2. (6)～(14)（(12)①を除く）までの規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域」とあるのは、「特定地域」と読み替えて準用する。

3. 特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

特定地域協議会においては、次の(1)～(2)に掲げる事項について、それぞれ次に定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減を定めるものであり、特定地域協議会は、特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。

なお、特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた特定地

域計画に関する事項に留意するものとし、特に、削減すべきタクシー事業の供給輸送力及びその削減方法等の協議に当たっては、以下の点を十分に考慮するものとする。

- ① 地域の実情に応じて協議会の合意により定める保有車両数ごとのタクシー事業者の区分（大手事業者、中小事業者等）を設定し、当該区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律又は一律でない削減率による減車や営業方法の制限となるよう設定するものとする。

なお、一律でない削減率による減車や営業方法の制限の設定を行う場合にあっては、（別添1）の例示を参考とするものとする。

- ② 各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力の設定に当たっては、各タクシー事業者における旧法の施行の日（平成21年10月1日）以降に実施した減車及び休車の実績を勘案するものとする。

なお、特定地域協議会の判断において、旧法の施行の日以前に実施した減車の実績を含め設定することも差し支えないものとする。

- ③ 減車による供給輸送力の削減の設定に当たっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日付け国自旅第406号）」Ⅱ. 3.（1）②に定める最低車両数を下回ることがないように考慮するものとし、最低車両数を下回る場合においては、営業方法の制限による供給輸送力の削減とするものとする。

- ④ 営業方法の制限による供給輸送力削減率の算定方法については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（平成26年1月24日付け国自旅第410号）」を参考として、定めるものとする。

なお、各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力を協議する際には、特定の曜日等に偏ることにより、利用者利便を損なうことがないように留意するものとする。

- （2）Ⅰ. 3.（2）及び（3）の規定について、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

4. 特定地域協議会の構成員

Ⅰ. 4の規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

5. 特定地域協議会の合意形成

- （1）特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。
- （2）設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。
- （3）特定地域協議会の議決の方法は、次の①及び②を参考にしつつ、特定地

域協議会運営の公平と特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないよう十分に留意するものとする。

① 設置要綱の合意に関する議決

- i) 地方公共団体の長の全てが合意すること。
- ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iii) 合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iv) 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- v) 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

② 特定地域計画の合意に関する議決

- i) II. 5. (3) ① i) 及びiii) からv) までの掲げる要件を満たしていること。
 - ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の台数の総台数の3分の2以上であること。
 - iii) II. 3. (1) ①において設定する区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - iv) 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - v) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
 - vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定める活性化措置に係る事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

III. その他

- 1. 協議会は、準特定地域計画又は特定地域計画を作成するに当たっては、「特定地域計画の認可基準(平成26年1月24日付け国自旅第402号)2の認可方針に適合するものでないことに留意するものとする。
- 2. 協議会は、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の

計画との整合性の確保を図るため、必要に応じ道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会等の地域の移動手段のあり方を協議する協議体との連携を行うものとする。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。

特定地域計画に記載する供給輸送力の削減パターン（例示）

- 《パターン1》
 - 最低車両数を基準とし、最低車両数以上の事業者と最低車両数以下及び個人事業者で区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・最低車両数以上の事業者は、X%の減車
 - ・最低車両数以下及び個人事業者は、X%又はY%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン2》
 - 車両規模等による区分をせずに全ての事業者において、一律に営業方法の制限により供給輸送力を削減する場合
 - ・全ての事業者が、一律X%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン3》
 - 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、Y%の減車
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、Y%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限
- 《パターン4》
 - 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、〇両の減車 + Z%の減車に相当する営業方法の制限
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、X%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン3	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン4	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 〇両の減車 + Y%相当の営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

(別添：準特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は○年とする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は○年とする。
- 8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員を選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前（地域の実情に応じて、必要となる日数を記入）までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

(第14項は必要に応じて記載する)

14 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第11項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(別添：特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（特定地域）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は、事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は○年とする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は○年とする。
- 8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員を選出を議決する場合 第4条1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
 - ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 前項(2)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。
- (1) 大手事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以上
 - (2) 中小事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以

上

(3) 個人タクシー事業者

- 11 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。
(第15項は必要に応じて記載する)
- 15 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第11項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

地域計画の達成状況(全体版)

京浜交通圏

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者者に配布。 ・今後、全車両にエコーカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・モニターからの要望・改善要求について事業者者に周知。 ・車内に要望カードを搭載し、寄せられた苦情・感謝の言葉を各傘下協同組合に配布するとともに期限更新者に配布。
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師2名による講演会を実施。 (H23.2.15、参加人数157名) (H24.2.16、参加人数118名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・マナー向上のための教育・研修を目的として、外部講師を招き講習会を実施。 新規参加者((譲渡譲受者含む) 参加人員72名)) 期限更新者(H23.6.21 222名、H24.1.20 372名、 H24.6.19 216名、H25 44名) ・傘下協同組合において接客コンテストを実施し、個人協会にて最終コンテストを実施。
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	法人協会、個人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> ・EVタクシー導入に伴い神奈川県によるケア講習会を実施。 (H23.1.25、参加人数63名)(実施機関:神奈川県) ・川崎市コールセンター事業連絡協議会による普通救命講習会に参加。(随時実施、参加人数851名)(実施機関:消防署) ・法人協会が全国福祉輸送サービス協会より、「タクシー乗務員バリアフリー研修」実施機関としての認定を受け実施。24年度は、5回実施、計308名受講。25年度は、6回の実施計画で5回実施、計298名が受講。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉輸送に積極的に関与していくため、全国ハイヤー・タクシー連合会主催による講習会に積極的に参加。 ・ユニバーサルドライバー講師研修を受講させ、講師育成を図る。
「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・短距離利用者のため周知用のパンフ等の作成を検討予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、ステッカー(ちよつとそこまではいどうぞ)の車体貼付の徹底を図る。(H22.12より短距離客歓迎キャンペーンステッカー貼付)
早期予約の積極受注の推進	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> ・今後検討予定。
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーの安全性・利便性を利用者に広く理解いただくためのリーフレット作成を両協会で行う予定。 ・以下を作成し、小学校で開催のバリアフリー研修受講の生徒、旅客等に配布。 「自転車安全利用五則掲載のクリアファイル」 「目が不自由な人の外出(あいさつ手話表現)掲載のクリアファイル」 「交通安全印字のシャープペンシル」 ・ユニバーサルタクシーのパンフレットを作成、NPO、病院等に配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左(※「自転車安全利用五則掲載のクリアファイル」以外)
マスターズ制度の充実及び参加の促進	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の約87%が制度に参加。 ・本年12月よりスキル・アップ講習の受講を義務化しマスターの高度化及び審査の厳格化を図る。
優良運転者推薦制度の促進	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> ・優良適格者を個人協会において表彰。その後全国個人タクシー協会まで推薦。 (県協会長(個人協会)表彰:10名、全国個人タクシー協会会長表彰4名、大臣表彰4名)

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
地理教育制度の充実	法人協会、神奈川タクシーセンター	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川タクシーセンターにおいて、平成22年度より、新任乗務員の地理試験を実施。 (H22年度 1,856名受験、H23年度 1,580名受験、H24年度 1,374名受験) ・新人以外の適正化研修を実施。 (H22年10～23年3月 受講20名、H24年度 51名) 	
地理モニター制度の導入	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> ・現在のモニター制度を活用し、アンケートに加える方向で検討中。
条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・法人協会ホームページにタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)として様々なサービスを展開している導入事業者を掲載。 ・様々な情報を見易くする為にホームページを更新をした。(H25.10) 	
駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の会議に参画し、障害者とバリアフリー化に向けた調査を実施。 「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」 「川崎市バリアフリー街づくり推進協議会」 ・港南台駅と横須賀中央駅前のタクシー乗り場のスロープ化を実施。 ・乗合バスの民間活力活用の乗り場上屋について、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討していく予定。 ・新川崎駅及び武蔵溝ノ口駅南口にUDタクシー乗り場の設置依頼中。 ・UDタクシー導入に伴い、横浜駅東口にEV・UDタクシー待機レーン(H25.6.28開始)また、川崎駅北口及び中央口(H25.7.23開始)にUDタクシー乗場を設置。 ・武蔵小杉駅東口に交通広場の設置に伴いUDタクシー待機レーンを設置(26.3.30供用開始予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

②安全性の維持・向上

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
運行管理者・整備管理者研修の充実	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> 整備管理者研修を実施。 (H22.11.11、302名参加)(H23.11.18、268名参加) (H24.11.1 315名参加)(H25.11.15 290名参加) 警察署等の講師による運行管理者研修を実施。(川崎) (H23.2.28、53名参加、H24.3.1、54名参加) 事業用自動車事故防止対策研修会を実施。(H23.7.27、 244名参加) 交通指導員研修会を実施。 (H23.11.28 253名参加 H24.11.28 236名参加、 H25.11.27 222名参加)。 	
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> 「セーフティチャレンジかながわ」(実施期間H23.7月～12月) に協賛し事故防止に努めている。 (H22年 参加数10,932チーム(3名1組)32,796名) (H23年 参加数11,239チーム(3名1組)33,717名) (H24年 参加数11,998チーム(3名1組)35,994名) H25年度実施中 	
事故防止コンクールの実施	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> 個人協会において事故防止の一環として、実施を検討予定。 今年度より期限更新時に事故防止に関するカリキュラムを追加
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施	法人協会、個人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> 関東防災連絡会に参画。 	<ul style="list-style-type: none"> H23.3.11の震災を受け教育を検討予定。

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会、個人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> 今後検討予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後検討予定。
他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県警主催による交通安全運動等に連携して交通事故防止を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年地元警察より担当者を招き事故防止に向けた研修を開催。
AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> 今後検討予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後検討予定。

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

③環境問題への貢献

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
公共施設における低公害車専用乗り場設置等低公害タクシー車両普及促進に関する自治体等への働きかけ	法人協会、個人協会	短期・中期	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体からのEV車両貸与による環境貢献及びEV車両普及PRに寄与。(横須賀市) ・アイドリングストップ運動会議及び啓蒙キャンペーン参加(川崎市:年1～2回、不定期に主要交差点で開催) ・みなとみらいエリア(バシフィコ横浜、ランドマーク)において、オンデマンド運行(※)の実証実験を実施。(H24年2月25、26日、H24年3月3、4日) ・横浜市東部病院において、EVタクシーシェア乗り場の正式運用の開始(24.7.23) ・横浜駅東口乗場にUD・EVタクシー専用待機レーンの設置(H25.6.28運用開始) ・「アイドリングストップ運動会議」が、「かわさき自動車環境対策推進会議」と改名し、年4回開催。(既に1回開催、年1～2回不定期に主要交差点で開催予定) ・EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。 ・低公害車両及びUD車両乗り場設置に向け検討中。 ・かながわEVタクシープロジェクト主催によりEVタクシー利用促進のため「EVタクシーお試しクーポン」プレゼントキャンペーンを実施。(H25.1.1～2.28、 H25.9.20～12.25) ・かながわソーラーフェア(H.25.1.26:横浜赤レンガ)及び麒麟横浜ビアビレッジ(H.25.2.9～2.11、H25. 10.11～13及び11.1～3):麒麟ビール横浜工場)において利用促進のためのイベントを開催。また横浜ベイサイドマリーナにおいて3.7～9にイベントを開催予定。 ・横浜駅東口タクシー乗り場において、H25.11及びH26. 2に普及拡大を図るための調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車両及びUD車両乗り場設置に向け検討中。

※オンデマンド運行・・・端末機により呼び出すシステム。利用者が呼び出し端末で呼び出すと端末機を車載しているタクシーが、呼び出された場所に行き目的地まで行く。

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

④交通問題、都市問題の改善

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
客待ちタクシーによる道路混雑防止のための対策の構築と徹底	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	<ul style="list-style-type: none"> 各地区(駅)により独自のルール制定し運用実施。 指導委員研修において、路上駐車禁止を徹底。(H23.3、H23.11.30 研修実施) タクシー乗場の設置要望書を関係機関に提出。(横浜) 法人協会の交通指導事故防止委員会における街頭指導の実施。 神奈川タクシーセンターによる街頭巡回指導の強化。 	・同左
繁華街及び駅周辺道路上の違法付け待ち車両排除の街頭指導の強化推進	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川タクシーセンターにおいて街頭指導重点地域等を指定し、月毎また日常的に街頭指導実施し禁止行為削減に努めている。 神奈川タクシーセンターと法人協会が協力し各地区で問題のある乗場の混雑解消の指導を実施。 	・同左
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	<ul style="list-style-type: none"> 主な駅構内タクシー待機場において、乗務員の中から指導者を選定し、乗り場等の美化促進を強化。 駅周辺の乗り場美化のため、自治体と連携し清掃を実施。 	・同左

【その他の事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ショットガン方式の導入	法人協会、個人協会 奈川タクシーセンター	中期	<ul style="list-style-type: none"> 川崎駅西口及び戸塚駅西口で実施しているが、新たな導入については今後検討。 	・同左
鉄道駅等の混雑防止のための対策としたナンバープレートによる乗り入れ自主規制の導入・充実	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> 現在横浜及び川崎の一部の駅(JR横浜駅、JR新横浜駅、JR武蔵新城駅他)に於いて実施しているが、その他の駅等については今後必要に応じ検討。 	・同左
タクシープールの整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ検討。 	・同左
交通問題の顕著な地域での混雑解消(定点観測の実施)	神奈川タクシーセンター	中期	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ検討。 	・同左
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> H22.11国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査協力。 神奈川県道路利用者会議に参画。 首都高速道路株式会社計画・環境部 交通調査グループから交通起終点調査協力。(H 23.11.7～H23.11.11、前回調査H21年) 神奈川県移動性向上委員会(国交省関東地方整備局)に参画。 	・同左
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要に応じてさらなる供給過剰解消に向けた対策の検討	法人協会、個人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> 経営委員会で検討中。 	

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の
向上

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会、個人協会	短・中期	・必要に応じ検討。	・同左
都市計画・交通計画との調和が保たれた公共交通機関としてのタクシーの役割に関する自治体との協議の推進	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑥観光立国実現に向けての取組み

【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行	法人協会、個人協会	短期	・羽田空港国際線乗り入れ車両に乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。 ・全車両に外国人観光客の対応できるよう乗務員指差しシートを作成配布。	・同左
観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化	法人協会、個人協会	短・中期	・観光促進を図るため、以下の会議等に参加。 「神奈川EVプロジェクト及び箱根EVタウンプロジェクト」 「観光立国かながわ推進連絡会議」 「関東観光推進会議」 ・関運局、神奈川県、横浜・川崎・横須賀市、各観光協会及び商工会議所の協力を得て「かながわ観光タクシードライバー認定制度」を創設。	・同左
観光タクシー乗務員講習会の実施	法人協会、個人協会	短期	・かながわ観光タクシードライバー認定のための研修をH26.2.24、3.3及び3.24に実施(受講者数194名予定)今後毎年2月に実施予定。	・同左

【その他の事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
鉄道駅等の乗り場における整理・案内係の配置	神奈川タクシーセンター	短・中期	・一部の駅で誘導員配置を実施しているが、今後は乗り場の利用状況により更なる配置を検討。	・同左
羽田空港国際化へ対応した乗り場運営	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・羽田国際線乗り場に神奈川専用乗り場を設置。また定額運賃制を横浜・川崎市地区で導入。県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏でも導入。	・同左
観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討	法人協会、個人協会	中期	・関係自治体等と検討中。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・労務・経営委員会主催による講習会を実施。 (H23.2.15 157名参加, H24.2.16 118名参加, H25.2.14 135名参加、H26.2.20開催予定) ・労務研修会の実施(横浜・横須賀) 横浜・南ブロック(H23年度40名、H24年度40名、H25 年度37名) 横浜・西ブロック(H23年度28名、H24年度31名、H25 年度26名) 横浜・北ブロック(H23年度38名、H24年度40名、H25 年度48名) 横須賀(H23年度23名、H24年度30名、H25年度25名) ・労働基準監督署の講師による労務研修会を実施(川崎) (H24.2.14、参加人数45名) ・労務経営委員会において、神奈川労働局と労務管理等の 勉強会を開催(H25年2月、7月、10月及び11月) 	

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
食事・休憩可能な提携施設等の確保の検討	法人協会、個人 協会	中期	・今後施設等の確保を検討予定。	・同左

タクシー協会(法人・個人)での取組状況

⑨事業経営の活性化、効率化

【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会、個人協会	中期	・コンサル委託も含め今後検討予定。	・法人協会と合同実施に向け検討予定。
新たなサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。	・個人タクシーに関する新たな要望について定期的なアンケート等を検討予定。 ・HPを立ち上げ利用者の要望の把握に努める。(24. 9月までを予定)